

知っておきたい

暮らしとお金のいろは

第27回

Q 昨年、同居の母親が入院しました。年間の医療費が10万円を超えた場合、医療費控除を行うと支払った税金の一部が戻ってくるという聞ききました。手続きの方法について教えてください。
(50代 男性)

A 医療費控除とは1月1日から12月31日までの間に、本人または本人の家族のために支払った医療費の自己負担額が10万円を超えた場合、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

突発的な病気やケガによる医療費は家計にとって大きな出費になります。医療費の負担を少しでも軽くするために、支払った費用を所得税から控除する制度が「医療費控除」です。控除の対象となる要件は2つあります。

- ① 1月1日から12月31日までに支払った医療費であること
- ② 本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること

医療費控除を受けるには「確定申告」を行う必要があります。医療費控除の還付申告であれば、1月から手続きが可能です。必要な書類は「医療費の領収書」です。支払先が多い、また金額が高額の場合は明細書を作成する必要があります。作成する場合は、国税庁の「医療費集計フォーム」を活用するのが良いでしょう。

市販の風邪薬や、通院にかかった交通費なども医療費控除の対象となります。口頃から家計簿感覚で領収書などの管理をお勧めします。知っているのと知らないのでは、大きな違いがあります。可能性があると思われる方は是非ご相談ください。

医療費合計 - 保険金などで補填される金額 = 10万円 = 医療費控除額

[明細書の作成例]

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	診療日	治療内容 医薬品	支払金額	生命保険等で補填される金額
〇〇花子	妻	〇〇病院	〇月〇日	腕の骨折	〇〇円	〇〇円
		同上	同上	交通費	〇〇円	
〇〇一郎	本人	〇〇クリニック	〇月〇日	風邪	〇〇円	
		同上	同上	交通費	〇〇円	

医療費控除の対象となるもの

- ・外来治療費
- ・通院交通費
- ・子供に付き添う親の交通費
- ・医師の指示による治療に必要な差額ベッド代

医療費控除の対象外のもの

- ・自家用車で通院した時のガソリン代や駐車料金
- ・入院中の家族を見舞うための交通費
- ・医師の指示によらない個室利用の差額ベッド代

2016年12月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される可能性がありますので、注意ください。また、個別の税務に関する取り扱い、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

協賛 募集代理店(株)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(株)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(株)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997の1 ☎0120・1233005

